福井県第二種特定鳥獣管理計画 (ニホンザル) (案) に関する 県民パブリックコメント意見の概要と県の考え方

【計画全体について】(2件)

No	意見の概要	県の考え方
1	第二種特定鳥獣とはどういった動物(鳥獣)を指す言	平成 27 年 5 月 29 日に、それまでの「鳥
	葉なのか教えてほしい。	獣の保護及び狩猟の適正化に関する法
		律」が、増えすぎた鳥獣についての個
		体群管理を明確にした「鳥獣の保護及
		び管理並びに狩猟の適正化に関する法
		律」(以下、「鳥獣保護管理法」という。)
		に改正されました。
		鳥獣保護管理法では、「その生息数が著
		しく増加し、又はその生息地の範囲が
		拡大している鳥獣」を第二種特定鳥獣
		とし、都道府県知事は、個体数や生息
		範囲を適正な水準まで減少させること
		を目標とした第二種特定鳥獣管理計画
		を定めることができるとしています。
	計画の実施によりサルによる被害が減ることを期待	管理計画に基づいて市町が策定する地
2	している。市町ごとに毎年、地域実施計画を定めると	域実施計画では、群れごとに被害対策、
	いうことなので、計画の実効性を上げてほしい。	捕獲、生息環境整備などの管理方針を
		定めることとされています。
		市町が主体となって地域実施計画に基
		づいた群れの管理を適正に行えるよ
		う、市町、地域住民、専門家、関係団
		体等と連携して必要な対策を進めてい
		きます。

【目標について】(1件)

No	意見の概要	県の考え方
	加害レベルが4の群れも、3の群れと同様に「半減」	市町が作成する地域実施計画に基づい
	を目標とするのはいかがなものか。人身に被害を及ぼ	て行う対策では、防除、追い払い、加
	すレベルの群れは、人間が恐怖の対象でないことを群	害個体に対する有害鳥獣捕獲、群れの
	れとして学習している可能性があり、全頭捕獲を目標	一部を対象とした部分捕獲を経て、そ
	とすべきと考える。	れでもなお被害が軽減できない場合
3		に、群れの全頭捕獲を行うことができ
		るとしています。現在加害レベルが4
		の群れであっても、全頭捕獲の前に加
		害レベルが2以下に低下する可能性も
		あるため、当初から全頭捕獲を実施す
		べきではないと考えています。

【外来種について】(1件)

4

外来種と認められる個体を除去する理由が書かれていないのは問題だと思う。「ニホンザルの遺伝子を保護するため」などの理由を明記するべきではないか。また、除去対象がはっきりわからない。本文をそのまま受けとると、「アカゲザル、タイワンザルおよびその種類の外来種個体を除去」と読めるが、発見が遅れた場合は混血の個体が多く存在すると思われる。「タイワンザル等」の「等」が混血個体も含むという意味であるならばそのように明記すべきだと思う。

現在、外来種のアカゲザルとタイワン ザルは「特定外来生物による生態系等 に係る被害の防止に関する法律」に基 づき、特定外来生物に指定されていま す。生態系に被害を及ぼす特定外来生 物は必要に応じて防除を行う必要があ るとされており、管理計画の有無に関 わらず、それらが発見された場合には、 速やかに当該個体を捕獲し除去する必 要があります。アカゲザルまたはタイ ワンザルとニホンザルの交雑個体につ いても、特定外来生物に指定されてお り、防除の対象となります。なお、御 意見は、管理計画の標記では疑義を生 じるとの御指摘ですので、誤解のない 表記となるよう修正を検討します。

【捕獲者の育成について】(1件)

実際の捕獲をする人材(狩猟者等)の育成を進めるべきだと思う。あわせて、捕獲の際の事故対策も講じるべきだと思う。

適切な効果のある対策が進められるよう、今後捕獲を行うための講習会等を 実施することで、技術や安全管理に関 する必要な知識の普及に努めていきま す。